

一 爭議發生、場所
二 發生解決年月日

淀橋區上落合一、八石松研究園

發生 昭和十三年一月二十三日
解決 全 一月二十六日

三 事業主側

- (1) 名 稱 若松研究園
- (2) 事業主住所氏名 淀橋區上落合一、八 若松 重次郎
- (3) 事業、種類 電線(メインロード)
- (4) 資本金 五十萬二千円
- (5) 企業系統 個人經營ニシテナシ
- (6) 使用勞働者數 計十四名
男五十名 女五四名

(7) 勞働賃銀

最高一円八十銭 最低六十銭 平均一円二十銭

(8) 退職半當制並福利施設

- (1) 退職半當制
 - 滿三年以上 (一ヶ月(月給者) 二十日分(日給者))
 - 、五ヶ年、 三月() 六十日分()
 - 、十年、 八月() 百六十日分()
 - 、二十年、 十二月() 三百六十日分()
 - 、三十年、 十二月() 四百八十日分()
- 右、外記念品並褒賞制度アリ

四 勞働者側

- (1) 事業主團體 ナシ
- (2) 爭議參加者數 全員十四名
- (3) 勞働組合關係 ナシ